

べつ びょう
別表

じ どう しょう がい どう きゅう
児童の障害等級

		1級(重度障害)	2級(中度障害)
視力障害		1 両眼の視力の和が0.04以下のもの	1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
聴力障害		2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
平衡機能障害			3 平衡機能に著しい障害を有するもの
そしゃく機能障害			4 そしゃくの機能を欠くもの
音声・言語障害			5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
肢体不自由	上肢	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
		4 両上肢のすべての指を欠くもの	7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
		5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	下肢		9 一上肢のすべての指を欠くもの
		6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの	10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
		7 両下肢を足関節以上で欠くもの	11 両下肢のすべての指を欠くもの
体幹		12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの	
	8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	13 一下肢を足関節以上で欠くもの	
その他		14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	
	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	
	10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	
	11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	

しょうがい こ

障害のあるお子さんのために



徳島県保健福祉部長寿福祉局

障がい福祉課

〒770-8570徳島市万代町1-1

TEL 088-626-2242

南部総合県民局保健福祉環境部(美波)

〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1

TEL 0884-73-7368

東部保健福祉局(徳島庁舎)

〒770-0855徳島市新蔵町1-67

TEL 088-626-8715

西部総合県民局保健福祉環境部(三好)

〒770-0002三好市池田町マチ2415

TEL 0883-76-0413

徳島県

<http://www.pref.tokushima.jp/>